## 障害児入所給付費支給申請手続きについて

## ★必要なもの

## ~福祉型障害児施設~

- ・ 障害児入所給付費 特定入所障害児食費等給付費支給申請書(第4号様式の6)
- 世帯状況・収入・資産等申告書(様式第9号)
- ・ 住民票(世帯全員が記載されたもの)※
- ・ 所得・課税証明書等(利用者の属する世帯全員分、直近の市町村民税所得割額が明記された書類)※
- ・ 生活保護受給証明書(生活保護を受給されている場合)
- ・ 児童の身体障害者手帳、療育手帳の写し

## ~医療型障害児施設、指定発達支援医療機関~

- ・ 障害児入所給付費 特定入所障害児食費等給付費支給申請書(第4号様式の6)
- ・ 世帯状況・収入・資産等申告書(様式第9号)
- ・ 住民票(世帯全員が記載されたもの)※
- ・ 所得・課税証明書等(利用者の属する世帯全員分、直近の市町村民税所得割額が明記された書類)※
- ・ 生活保護受給証明書(生活保護を受給されている場合)
- ・ 児童の健康保険証の写し
- ・診断書

平成28年1月1日からマイナンバーの利用が開始され、障害児入所給付費の申請には、申請者本人を含む世帯全員の個人番号の記入が必要になります。また、番号や本人確認のため、以下のものの提示が必要です。

- (1)世帯全員の通知カードまたは個人番号付きの住民票
- (2)申請者本人の運転免許証またはパスポートや障害者手帳等

※については、平成29年7月からの自治体や保険者間の情報のやいといが開始 されるまでの準備期間中は申請に必要です。